

令和3年度第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月6日(月) 13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農用地利用集積計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 8件
5. 出席委員 15名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、
8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、
13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 0名
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第9回農業委員会定例総会
を開会いたします。

議長 それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、
10番戸田委員と11番吉井委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言につき
ましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録
しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言
はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、3議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について5件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について1件、議案第3号、農用地利用集積計画について、利用権設定が68件、所有権移転が6件です。なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和3年11月29日、午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、斉藤委員、篠崎委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議　長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5番　　番号1について説明します。申請地は福俵字新畑211m²の農地で所有権移転の申請です。申請理由は、譲渡人は相続したが遠方のため耕作が出来ず、譲受人は隣接地で耕作しており、農業経営拡大のためであります。営農計画においては稲作を予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議　長　次に申請番号2について、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番　　番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は大沼田字田前の畑、710m²の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、営農計画においては、家庭野菜を作付け予定です。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は、見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議　長　次に申請番号3及び4について、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9番　　申請番号3および4については譲受人が同一でございます。まず申請番号3について説明いたします。申請番号3は、農地法第3条の規定による所有権移転で

す。申請地は福俵字鍋田の田一筆、600㎡の農地です。

申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画書も添付されており従事日数、従事面積等許可基準を満たしており、11月29日に現地を確認したところ特に問題になるところもないため、許可相当と判断します。

9番 続きまして申請番号4について意見を述べます。申請番号4は、農地法第3条の規定による所有権移転です。申請地は福俵字鍋田の田二筆、142㎡の農地です。

申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画書も添付されており従事日数、従事面積等許可基準を満たしており、11月29日に現地を確認したところ特に問題になるところもないため、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に申請番号5について、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 番号5について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権の申請です。申請地は下武射田地区13筆、菱沼地区13筆、二又地区3筆、合計29筆、面積は田21,218㎡、田1,959㎡、合計23,177㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は法人に貸し付けることにより、安定的な農業経営ができるため、譲受人は法人で効率的な農業経営を展開したいためです。営農計画においては、米12t、キャベツ2,500kgの作付けを予定しています。11月29日に現地を確認いたしました。特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、書類も整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、東金九十九里有料道路の福俵料金所の南東、約100メートルに位置しています。申請地は、譲受人の所有する自作地に隣接しており、譲受人が取得することにより不整形が解消され、効率的に耕作することが可能となることから、今回の申請に至ったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号2は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、大沼田の農業協同館の南東、約400メートルに位置しています。譲渡人は高齢により農業経営を縮小

するため、申請地の近くに居住する譲受人に譲渡するとのことです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3及び4は、譲受人を同じくする売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、福俵区民会館の南東、約400メートルに位置しています。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。5ページ、6ページをお願いいたします。申請番号5は、農業経営の法人化に伴う使用貸借権設定の申請です。申請地は、下武射田に13筆、菱沼に13筆、二又に3筆あり、点在しています。譲受人は、農業を目的とする法人で、譲渡人が代表となり、令和3年9月1日に設立されております。法人が農地を借り受ける場合の要件でございますが、「全部効率利用要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」については、個人が行う場合と同様ですが、併せて、「貸借契約に解除条件が付されていること。」、「地域における適切な役割のもとに継続的・安定的に農業を行うこと。」、「業務執行役員又は重要な使用人が1人以上その法人の農業に常時従事すること。」が求められています。申請書類を確認したところ、使用貸借契約書には解除条件が付されており、地域活動に参加することについての確約書が提出されております。また、取締役3名の内、2名がそれぞれ300日従事する計画となっていることから、これらの要件は満たしているものと思われま

す。最後に、法人による使用貸借又は賃借権の設定につきましては、農地法の規定により市長に通知し、意見の有無を確認することになっておりますが、意見なしとの回答を得ておりますことをご報告いたします。以上でございます。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願

います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1 番 番号1について説明します。本件は農地法第4条の規定による転用の申請です。申請地は東金字木島下の田、985㎡の農地です。現状は畑です。転用の目的は、集合住宅10戸建設のためです。埋立て工事を行わず、整地のみ行う計画です。隣接農地はありません。隣地境界はコンクリートブロック、フェンスを設置します。汚水は公共下水道に接続する計画です。雨水については、雨水貯留浸透施設による地下浸透、オーバーフローのみ西側排水路へ放流する計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1は、長屋住宅の建築を目的とした転用の申請です。場所は、国道126号を千葉方面に向かい、豊海県道との交差点から150メートルほど進み、左に約30メートル入ったところに位置しています。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当し、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。以上です。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第3号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和3年第12次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和3年第12次農用地利用集積計画」につい

てお諮りします。利用権の内訳といたしまして、利用権設定が68件で、所有権移転は6件でした。契約年数ごとの件数と面積については、利用権設定が68件、面積合計が278,343㎡となっています。その内訳として、1年が1件、面積合計が2,020㎡、2年が1件、合計面積が4,851㎡、3年が4件、合計面積が13,543㎡、5年が18件、面積合計が55,324㎡、6年が11件、面積合計が24,124㎡、8年が1件、面積合計が3,047㎡、10年が32件、面積合計が176,434㎡、所有権の移転は6件で、面積合計が10,434㎡となっております。1ページから73ページまでに関しては、12月に期間が満了した利用権更新分となりますので、今回は説明を省略させていただきます。74ページが5年の利用権設定管理台帳となっており、75ページから76ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。17番、18番はともに新規で、同じ田中の認定農業者に貸付となっております。77ページが6年の利用権設定管理台帳で、78ページから85ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。4番は新規の農業者に貸付です。5番、6番、7番は新規で、8番、9番は更新で、同じ上谷の認定農業者に貸付となっています。10番は1筆が新規で、残るは更新、11番も更新で、同じ下谷の農業者に貸付となっております。86ページが10年の利用権設定管理台帳で、87ページから92ページまでが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。27番は新規で前之内の農業者に貸付、28番は更新で福俵の認定農業者へ貸付、29番は新規で川場の認定農業者へ貸付、30番は5筆が新規、2筆は更新で、福俵の認定農業者へ貸付となっています。93ページが中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳で、95ページから98ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。31番は更新で川場の認定農業者へ貸付、32番は新規で大網白里市の農業者に貸付となっています。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は99ページから103ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買についてですが、105ページのとおりです。105ページから110ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、111ページから112ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番から6番は共に耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番、2番の買い手については北之幸谷の認定農業者です。3番の買い手については堀上の認定農業者です。4番の買い手については押堀の農業者、5番の買い手については小沼田の農業者、6番の買い手については川場の認定農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の

程よろしくお願ひいたします。

議 長 以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第3号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願ひます。

事務局 はい、議案書の9ページから13ページをお願ひします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。10月26日から11月25日までに受付した案件は4件で、すべて相続により所有権を取得したものです。いずれも斡旋等の希望はないとのこと。

14ページ、15ページをお願ひします。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。10月26日から11月25日までに受付した案件は5件でございます。いずれも双方合意にて賃借権を解約したものでございます。16ページ、17ページをお願ひします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。8件、17筆の照会があり、現地調査を10月26日、11月9日及び11月22日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和3年12月6日